

2025 年度 須坂市都市計画マスタープラン改訂業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 適用

本要領は、須坂市が発注する「2025 年度 須坂市都市計画マスタープラン改訂業務」を委託する事業者を公募型のプロポーザル方式により選定する手続きに関し必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

2025 年度 須坂市都市計画マスタープラン改訂業務委託

① 目的

須坂市では、2019 年度に都市計画マスタープランを策定し、「コンパクト・プラスネットワーク」の考えに基づく都市構造の実現に向けて、計画的な都市づくりに取り組んできた。

一方で、急速な人口減少と高齢化を背景に、将来にわたり持続可能な都市運営を続けていくためには、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通ネットワークの形成が急務との考えのもと、2024 年に須坂市立地適正化計画を策定した。

また、2025 年には市の最上位計画である須坂市総合計画が見直し予定であるほか、2025～2026 年に都市計画の上位計画である長野県の都市計画区域マスタープランも見直される見込みであり、これらの上位計画と整合を図る必要がある。

本業務は、上記を踏まえて、都市計画マスタープランの中間見直しを実施することを目的とする。

② 内容

別紙のとおり

③ 履行期間

着手の日から 2027 年 3 月 15 日まで【債務負担行為設定済】

④ 契約金額（委託料）の上限

16,808,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 支払限度額について、初年度は契約金額の約 60%、次年度は契約金額の約 40%とする。ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

3 参加資格要件

プロポーザル参加申込日において、次の要件を全て満たしていること。

① 須坂市物品購入等入札参加資格者名簿「役務の提供（業務委託）」に登録があること。

② 須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成 30 年 1 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 市税(須坂市に納税義務がある者に限る。)、消費税及び地方消費税等について滞納がないこと。
- ⑦ 長野県内に本店・支店・営業所等を有すること。
- ⑧ 2015 年 4 月 1 日からプロポーザル参加申込日前日までに完了した元請の都市計画マスタープラン作成又は改訂業務、又は立地適正化計画作成又は改訂業務の実績を有していること。
- ⑨ 管理技術者として、技術士(建設部門(都市及び地方計画))の資格を有する者を配置できること。なお、配置技術者は 3 か月以上の直接的な雇用関係にあるものとする。
- ⑩ 管理技術者は、2015 年 4 月 1 日からプロポーザル参加申込日前日までに完了した元請の都市計画マスタープラン作成又は改訂業務、又は立地適正化計画作成又は改訂業務の実績を有していること。

4 参加申込

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	参加申込書【様式 1】	
②	市税の完納証明書の写し	須坂市に納税義務のある者のみ
③	消費税及び地方消費税等の納税証明書の写し	提出日から 3 ヶ月以内に発行されたもの
④	業務実績調書【様式 2】 ・実績の内容を確認できる書類(契約書・仕様書、 テクリスの実績登録書類等の写し)を添付すること	
⑤	配置予定技術者調書【様式 3】 ・雇用状況を確認できる書類(健康保険証の写し 等)を添付すること	

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出締切

2025 年 4 月 30 日（水）正午

※郵送の場合は、当該日時までに到着しているものに限り受け付ける。

(5) 参加資格要件確認結果の通知

提出された申込書類をもとに参加資格要件を確認し、その結果を通知する。

5 企画提案

(1) 提出書類

プロポーザル参加者は、次のとおり提案書を作成し提出すること。

	提出書類	作成要領
①	提案書	ア 提案書は、A 4 版 2 ページ以内で作成すること（表紙はページ数に含めない）。 イ 提案内容には、実施方針、実施体制（技術者の配置等含む）、工程表を必ず入れること。 ウ 第六次須坂市総合計画及び須坂市都市計画マスタープラン、須坂市立地適正化計画を熟読し、業務の目的や仕様書の内容に沿った提案をすること。
②	参考見積書	総額及び年度ごとの金額を示すこと（業務ごとに作成）。

(2) 提出部数

10 部

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出締切

2025 年 5 月 20 日（火）正午

※郵送の場合は、当該日時までに到着しているものに限り受け付ける。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

参加資格要件確認結果通知書に記載する。

(2) 実施方法等

- ① プレゼンテーションは 20 分以内とする。その後、ヒアリング（質疑応答）を 10 分程度行う。
- ② プレゼンテーションの出席者は、配置予定技術者を含め 3 人以内とする。
- ③ パワーポイント等でプレゼンテーションを行う場合、使用するプロジェクター、スクリーン、パソコンについては須坂市で準備する。なお、使用する電子データについては、実施日前日の正午までに須坂市へ電子メール等で送付すること。
- ④ プレゼンテーションは提案書をもとに行うものとし、提案書以外の資料を使っての説明は不可とする（追加で資料を配布することはできない）。

(3) 新型コロナウイルス感染症感染拡大時の対応

プレゼンテーションは対面形式で行う予定だが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、Web 会議形式へ切り替えることがある。その場合の実施方法等につ

いては別途お知らせする。

7 審査及び契約候補者の選定

(1) 審査方法

提案書類及びプレゼンテーション（ヒアリング）の内容について、(2)で示す審査基準に基づき審査する。なお、審査はプロポーザル審査委員会（委員 10 名）で行う。

(2) 審査基準

審査基準【合計 100 点】

項目	審査内容	配点
実施方針	業務の目的や課題等について理解し、わかりやすく適切な実施方針となっているか。	10
実施体制	技術者の業務経験、実績が本業務を遂行するにあたって十分であるか。	20
	技術者の役割、社内の作業体制、発注者との連絡体制が明確となっているか。	
工 程	作業スケジュールや策定プロセスなどの工程・計画がわかりやすく示されており、確実な業務の遂行が見込まれるか。	10
企画提案	「的確性」、「実現性」の 2 つの項目を踏まえた提案となっているか。	60
的確性	提案された内容が、須坂市の地域特性やまちづくりの方針を的確に踏まえ、優れた提案となっているか。	(30)
実現性	提案内容に説得力があり、また、実効性、実現性のある提案となっているか。	(30)
合計		100

(3) 契約候補者の選定

各委員の評価点の合計点数が最も高い提案を行った事業者を契約候補者として選定する。このとき、同一点数により 1 事業者に特定できない場合は、次の要件により順次選定する。

- ① 審査基準項目「企画提案」の合計点数が最も高い提案を行った事業者
- ② 見積金額を最も低く提示した事業者

(4) 審査結果

審査結果はプロポーザル参加事業者全員に通知する。また、須坂市ホームページでも公表する。なお、審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 契約の締結

契約候補者と契約内容等について協議の上、随意契約により契約を締結する。

9 質問回答

仕様書の内容に質問がある場合は、「質問書【様式4】」を作成の上、2025年4月22日（火）正午までに電子メールにて送付すること。なお、電子メールの件名は「【事業者名】須坂市都市計画マスタープラン改訂業務に関する質問」と入力すること。また、質問に対する回答は須坂市ホームページで公表する。

10 プロポーザル実施スケジュール

内 容	日程等
実施要領・仕様書の公表	2025年4月14日（月）
質問書の受付締切	2025年4月22日（火）正午
質問回答最終（順次ホームページへ掲載）	2025年4月25日（金）
参加申込書提出締切	2025年4月30日（水）正午
参加資格要件確認結果通知書送付	2025年5月7日（水）
提案書提出締切	2025年5月20日（火）正午
提案書の審査及びプレゼンテーション	2025年6月上旬
審査結果通知書送付	2025年6月中旬

11 その他

- （1）参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届【様式5】」を提出すること。
- （2）提出書類について、須坂市で様式を示しているものは、当該様式を使用すること。
- （3）プロポーザルの参加に要する費用については、参加事業者の負担とする。
- （4）提出された参加申込書、提案書は返却しない。
- （5）提出された参加申込書、提案書に虚偽の記載等があった場合は、失格とする。

12 書類提出先・問い合わせ先

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の1
須坂市役所 まちづくり推進部 まちづくり課 都市計画係
電話：026-248-9007（課専用）／FAX：026-248-9040
メールアドレス：s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp